

三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

平成19年 2月 1日規則第8号
改正 平成21年 3月18日規則第2号
改正 平成28年 3月18日規則第2号
改正 平成30年 2月19日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「条例」という。）第36条の規定に基づき、広域連合長が保有する個人情報（条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第2条 条例第6条第1項第5号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務の開始年月日
- (2) 個人情報の収集の方法及び時期
- (3) 保有個人情報の記録の形態
- (4) 目的外利用又は提供の有無

2 条例第6条第1項に規定する事務の届出は個人情報取扱事務開始届出書（第1号様式）により行うものとする。

3 条例第6条第2項に規定する届出に係る事項の変更又は届出に係る事務の廃止の届出は個人情報取扱事務（変更・廃止）届出書（第2号様式）により行うものとする。

(条例第7条第4項の実施機関が定める情報)

第2条の2 条例第7条第4項の実施機関が定める情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(目的外利用及び提供の届出)

第3条 条例第8条第1項ただし書に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供をしようとするときは、個人情報目的外利用・提供届出書（第3号様式）により広域連合長に届け出るものとする。

2 前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る目的外利用及び提供を停止したときは、個人情報目的外利用・提供（変更・利用停止）届出書（第4号様式）により広域連合長に届け出るものとする。

第4条 削除

（開示請求書等）

第5条 条例第14条第1項に規定する請求書の様式は、保有個人情報開示請求書（第5号様式）とする。

2 条例第14条第2項（条例第21条第4項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）の保有個人情報の本人、その代理人又はその遺族等であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

（1）本人が開示請求をする場合

ア 運転免許証、旅券その他これらに類する書類であって、それに貼り付けた写真により本人が確認できるもの

イ 健康保険の被保険者証、国民年金手帳その他これらに類する書類であって、それを所持することにより本人であることが確実に認められるもの

（2）法定代理人が開示請求をする場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類

（3）任意代理人が開示請求をする場合 当該任意代理人に係る第1号に掲げる書類及び本人の印鑑証明を添付した委任状

（4）遺族等が開示請求をする場合 当該遺族等に係る第1号に掲げる書類及び戸籍謄本その他遺族等であることを証明する書類

（開示決定通知書等）

第6条 条例第15条第2項後段に規定する書面の様式は、保有個人情報開示決定期間延長通知書（第6号様式）とする。

2 条例第15条第3項に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1）保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（第7号様式）

（2）保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（第8号様式）

（3）保有個人情報の全部を開示しない旨の決定

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 保有個人情報非開示決定通知書（第9号様式）

イ 条例第18条の規定により開示しない場合 保有個人情報の存否を明らかにしない決定通知書（第10号様式）

ウ 個人情報を保有していない場合 保有個人情報不存在決定通知書（第11号様式）

3 条例第16条に規定する書面の様式は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第12号様式）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第7条 条例第21条第2項第3号に規定する方法は、次に掲げるものとする。

- （1）印字装置等により用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- （2）テープレコーダー、パソコン等専用機器により再生したものの視聴
- （3）磁気テープ（フロッピーディスク等）等に複写したものの交付

2 条例第19条に規定する場合における電磁的記録の部分開示の方法は、原則として、印字装置等により用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付とする。

（訂正等の請求書等）

第8条 条例第25条第1項に規定する請求書の様式は、保有個人情報（訂正・利用停止）請求書（第13号様式）とする。

（訂正等決定通知書等）

第9条 条例第26条第2項後段に規定する書面の様式は、保有個人情報（訂正・利用停止）決定期間延長通知書（第14号様式）によるものとする。

2 条例第26条第3項に規定する書面の書式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- （1）保有個人情報の全部を訂正又は利用停止する旨の決定 保有個人情報（訂正・利用停止）決定通知書（第15号様式）
- （2）保有個人情報の一部を訂正又は利用停止する旨の決定 保有個人情報部分（訂正・利用停止）決定通知書（第16号様式）
- （3）保有個人情報の全部を訂正又は利用停止しない旨の決定 保有個人情報非（訂正・利用停止）決定通知書（第17号様式）

（費用の納付等）

第10条 条例第29条第2項の費用は、当該保有個人情報の写しが作成される前に納めるものとする。

2 条例第29条第3項の費用は、当該電磁的記録の開示を受ける前に納めるものとする。

3 保有個人情報の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

（諮問の様式）

第11条 条例第30条の規定による諮問は、三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問書（第18号様式）によるものとする。

（諮問をした旨の通知）

第12条 条例第30条の規定により諮問したときは、審査請求人に対し、諮問をした旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（第19号様式）によるものとする。

（実施状況の公表）

第13条 条例第35条に規定する公表は、次に掲げる事項を広報等への登載等により行う。

- (1) 開示請求、訂正又は利用停止請求の件数
- (2) 開示決定等、訂正又は利用停止決定等の状況
- (3) 審査請求の状況
- (4) 苦情の処理件数

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月19日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。